

Date: \_\_\_\_\_

The 90<sup>th</sup> Annual Meeting of the Botanical Society of Japan International Symposium Proposal

<b>Symposium Theme / Title</b>		
<b>Organizer 1</b>		Name: _____ Affiliation: _____
		TEL: _____ E-mail: _____
<b>Organizer 2</b>		Name: _____ Affiliation: _____
		TEL: _____ E-mail: _____
<b>Speaker 1</b> <input type="checkbox"/> *	<b>Name</b>	_____
	<b>Affiliation</b>	_____
	<b>E-mail</b>	_____
	<b>Talk title</b>	_____ (Duration    minutes)
<b>Speaker 2</b> <input type="checkbox"/> *	<b>Name</b>	_____
	<b>Affiliation</b>	_____
	<b>E-mail</b>	_____
	<b>Talk title</b>	_____ (Duration    minutes)
<b>Speaker 3</b> <input type="checkbox"/> *	<b>Name</b>	_____
	<b>Affiliation</b>	_____
	<b>E-mail</b>	_____
	<b>Talk title</b>	_____ (Duration    minutes)
<b>Speaker 4</b> <input type="checkbox"/> *	<b>Name</b>	_____
	<b>Affiliation</b>	_____
	<b>E-mail</b>	_____
	<b>Talk title</b>	_____ (Duration    minutes)
<b>Speaker 5</b> <input type="checkbox"/> *	<b>Name</b>	_____
	<b>Affiliation</b>	_____
	<b>E-mail</b>	_____
	<b>Talk title</b>	_____ (Duration    minutes)
<b>Speaker 6</b> <input type="checkbox"/> *	<b>Name</b>	_____
	<b>Affiliation</b>	_____
	<b>E-mail</b>	_____
	<b>Talk title</b>	_____ (Duration    minutes)
<b>Speaker 7</b> <input type="checkbox"/> *	<b>Name</b>	_____
	<b>Affiliation</b>	_____
	<b>E-mail</b>	_____
	<b>Talk title</b>	_____ (Duration    minutes)
<b>Content / Details</b>	Total duration: _____ minutes	
	Select Language (            ) * Please check <input type="checkbox"/> for the invited speakers (up to two speakers) of JPR symposium	

## 公益社団法人日本植物学会大会開催に関する覚書 抜粋

### 12. JPR 国際シンポジウムの取り扱い

シンポジウムは、(1) 使用言語を英語とすること、(2) 海外を拠点として研究活動を行う研究者を講演者として招聘すること、(3) シンポジウムオーガナイザーはシンポジウム関連論文集を企画し、シンポジウム開催後1年以内に JPR 誌に投稿すること、を提案の要件とする。また、シンポジウム関連論文集には、旅費又は謝金を支出した講演者の論文を必ず含めることとする。

講演者の招聘手続きは、シンポジウムオーガナイザーが大会実行委員会及び編集担当理事と協議の上、行う。講演者の大会参加費は免除、懇親会は招待とする。講演者の旅費は「日本植物学会出張規程」、謝金は「日本植物学会謝金規程」を参考とし、シンポジウムオーガナイザーと大会実行委員会及び編集担当理事が協議し、運営委員会で決定する。なお、学会からの支援が往復交通費と宿泊費の場合、宿泊費支給日又は翌日のいずれかは大会に参加することを義務とする。ただし、大会会場で研究打ち合わせなどを行うことは妨げない。一方、学会からの支援が往復交通費のみの場合は、シンポジウムの開始から終了までの参加のみを義務とする。

## 公益社団法人日本植物学会出張規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本植物学会（以下「本学会」という）の役員・委員・職員（以下「役員等」という）が会務のため出張する場合、及び、会長が認めた者が学会の依頼を受けて旅行する場合に関して必要な手続き及び出張旅費等を定めることを目的とする。

### (旅行命令等)

第2条 前条に規定する出張のため旅費を受ける場合は、事前に会長の発する旅行命令を受けなければならない。また、変更（取消しを含む。以下同じ。）する場合も同様とする。

2. 旅行する者は、必要に応じて所属研究機関に対して、本学会から旅費支給がある旨の出張届を提出しなければならない。

### (出張の区分)

第3条 出張は日帰り出張、宿泊出張及び特別出張の3種類とし、その定義は以下の各号に定めるところとする。

- (1) 日帰り出張 会務のために本学会の役員等が旅行し、宿泊を必要としない出張をいう。
- (2) 宿泊出張 会務のために本学会の役員等が旅行し、宿泊を必要とする出張をいう。
- (3) 特別出張 会長が認めた者が本学会の依頼を受けて旅行する出張をいう。

### (移動方法)

第4条 旅行をする者の移動は、原則として公共交通機関を利用するものとし、遠隔地からの移動は鉄道又は航空機を利用し、最も経済的な経路を選択するものとする。

### (旅費の定義)

第5条 本規程でいう旅費とは以下の各号のものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当

### (交通費の算定)

第6条 第4条の遠隔地からの移動による交通費は、次の各号に掲げる方法で算定する。

- (1) 国内の移動による交通費のみ支給する。
- (2) 鉄道利用の場合は、主たる勤務機関又は、住居の所在地の最寄り駅から用務地の最寄り駅までの経路のうち、最も経済的な経路により旅行した場合の往復普通運賃とする。また片道100kmを越える場合の往復特急料金（新幹線を含む）、片道50kmを越える場合の往復急行料を支給する。但し、会長が必要と認めた場合はこの距離以内でも特急料金（新幹線を含む）、急行料を支給する。また、片道100kmを越える場合、指定席特急料金を支給することができる。

(3) 航空機利用の場合は、前号に準じ、普通席の往復航空運賃ならびに空港までの往復交通費実費を合算したものとする。

(4) 科学研究費等の財源の裏付けがある場合には、(1)に関わらず海外からの招聘者に係る往復の交通費を支給できる。

### (宿泊費支給の基準)

第7条 宿泊費は、以下の各号に該当するときに支給することができる。

- (1) 会務が2日以上に及ぶ場合
- (2) その他、会長が必要と認めた場合

(宿泊費の算定)

第8条 宿泊費は、原則、国内での宿泊にのみ、実費（上限を1泊15,000円[税別]）を支給する

(日当支給の基準)

第9条 日当は、以下の各号に該当するときに支給することができる。

- (1) 科学研究費等により外国居住者を招聘する場合
- (2) 理事会主催のシンポジウムに参加する非会員に宿泊費を支給する場合
- (3) 宿泊出張の場合
- (2) その他、会長が必要と認めた場合

(日当の算定)

第10条 日当は、以下の通りに支給する。

(1) 科学研究費等により外国居住者を招聘する場合は、原則1日あたり2,500円とする。ただし、必要に応じて調整して支給することができる。

(2) 理事会主催のシンポジウムに参加する非会員に宿泊費を支給する場合は、1泊につき1日あたり1,500円とする。

(3) 宿泊出張の場合は、1泊につき1日あたり1,500円とする。

(支給の例外)

第11条 次の各号の場合は、交通費、宿泊費及び日当を支給しない。

- (1) 会長が不要と認めた場合
- (2) 本人が辞退した場合

(特別出張の取り扱い)

第12条 特別出張の取り扱いは以下の各号に定めるところとする。

(1) 本学会大賞受賞者が大会に参加する場合

原則として第6条に定める交通費の実費を支給する。ただし、会長が認めた場合は第8条に定める宿泊費を支給する。

(2) 本学会特別賞受賞の非会員が大会に参加する場合原則として第6条に定める交通費の実費を支給し、宿泊費は支給しない。

(3) 理事会主催のシンポジウムにて非会員が学術集会に参加する場合原則として第6条に定める交通費の実費を支給する。会長が認めた場合は第8条に定める宿泊費と第9条に定める日当を支給することができる。

(4) 科学研究費等の財源による海外からの招聘者には、係る往復交通費の実費と宿泊費と日当を支給することができる。その他の海外からの招聘者には支給しない。

(5) JPR国際シンポジウムにて非会員が学術集会に参加する場合、(3)の理事会主催のシンポジストと同じ扱いにする。ただし(4)を除く海外からの招聘者には支給しない。

(6) その他、会長が必要と認めた場合

(7) 科学研究費等の財源の裏付けがあり、出張者の健康上の理由など特別な理由から会長が必要と認めた場合は、第6条(3)にかかわらず航空運賃についてビジネスクラスの実費を支給することができる。

(自動車による出張)

第13条 自動車を利用した出張は原則として認めない。事情により自動車による出張を行わざるを得ない場合には、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。その際、燃料、駐車料、有料道路通行料はそれを証明するものを提出した場合に限り支給する。

(その他の費用の取り扱い)

第14条 出張中、やむを得ずタクシー等を利用した場合には請求により実費を支給する。

(出張中の欠勤)

第15条 出張中に勤務を欠いた期間については、その期間中の休日を含め、特に定められた場合を除き旅費を支給しない。

(出張中の災害等の取り扱い)

第16条 旅行中交通機関の事故又は天災又は宿泊施設の火災等、本人の責めに帰すべきでない事情による変更がある場合は、旅費額の全部又は一部を支給する。

(時間外勤務の取り扱い)

第 17 条 出張旅費を支給する職員については時間外勤務の取り扱いは行わない。

(その他)

第 18 条 国際会議等による海外への代表者派遣等の特別な場合で、本規程により処理できないときは、その都度、理事会で協議して決定する。

(改正)

第 19 条 この規程を改正又は廃止する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成 22 年 7 月 18 日から施行する。

附則 この規程は、平成 23 年 8 月 20 日から施行する。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 8 月 3 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 1 月 31 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 7 月 25 日から施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 7 月 30 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 2 月 10 日から施行する。

附則 この規程は、2023 年 8 月 1 日から施行する。

## 公益社団法人日本植物学会航空機ビジネスクラス利用の基準についての覚書

公益社団法人日本植物学会出張規程の第 12 条第 5 項に基づき、航空機ビジネスクラス利用を求める者は、事前に理由書(様式自由)を提出しなければならない。

なお、以下の各号のいずれかに該当する場合は、ビジネスクラス利用を許可する十分な理由があると判断することができる。

(1) 急性肺血栓塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の既往歴があるなど、静脈血栓塞栓症の強い危険因子を持つ者

(2) 長時間歩くことが困難で、車椅子を利用している者

(3) その他の健康上の理由など、特別な理由から社会通念に照らしてビジネスクラス利用が妥当であると判断できる者

附記 この覚書は、平成 28 年 7 月 30 日から施行する。

附記 この覚書は、平成 29 年 1 月 22 日から施行する。

## 公益社団法人日本植物学会謝金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本植物学会(以下「本学会」という)の運営及び事業に伴う各種謝金の支払いに関する事項について定めることを目的とする。

(支給対象・業務内容・報酬額)

第 2 条 諸謝金の区分・支給対象者・対象業務の内容については、別表に掲げる通りとする。

2. 報酬の額については、別表の額を上限とし、その業務に関連した理事又は担当委員が決定する。

(支払方法)

第 3 条 諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。但し、現金で支給することも出来る。

(源泉徴収)

第 4 条 本学会は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸謝金を支払う。

(会費の免除)

第 5 条 別表に記されている日本に渡航しない海外からの招聘講師には、謝金を支給する代わりに翌年の会費を免除することができる。

(その他)

第 6 条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、理事会の議をもって支給金額を決めることができる。

(規程の改廃)

第 7 条 本規程を改正又は廃止する場合は、理事会の承認を必要とする。

区分	支給対象者	業務内容	単位の上限	支給対象人数の上限		
講演謝金	海外招聘講師	JPR シンポジウムでの講演	1 人 20,000 円 通常開催の場合	2シンポジウムの計 4名まで支給可能 1シンポジウムにつ き2名まで		
	科学研究費補助金「国際情報発信強化(B)」の採択を受けた第84回～88回大会対象					
	講師(非会員)				大会時の公開講演会での講演	1 人 20,000 円
	講師(非会員)				大会時のダイバーシティ推進ランチョンセミナーでの講演	1 人 10,000 円
	講師(非会員)				大会時の理事会主催シンポジウムでの講演	1 人 20000 円
	講師(会員・非会員) (2021～2025年対象)	一般向け講演会での講演	1 人 20000 円			
労務謝金	会員・非会員	発送業務、蔵書整理等のアルバイト	1時間 1,200 円			

※上記基準額は、所定の源泉徴収税額を控除した後の金額とする。

附則 この規程は、2016年1月24日から施行する。

附則 この規程は、2018年7月29日から施行する。

附則 この規程は、2020年2月2日から施行する。

附則 この規程は、2020年8月1日から施行する。

附則 この規程は、2021年3月7日から施行する。

附則 この規程は、2021年6月21日から施行する。

附則 この規程は、2022年2月13日から施行する。